

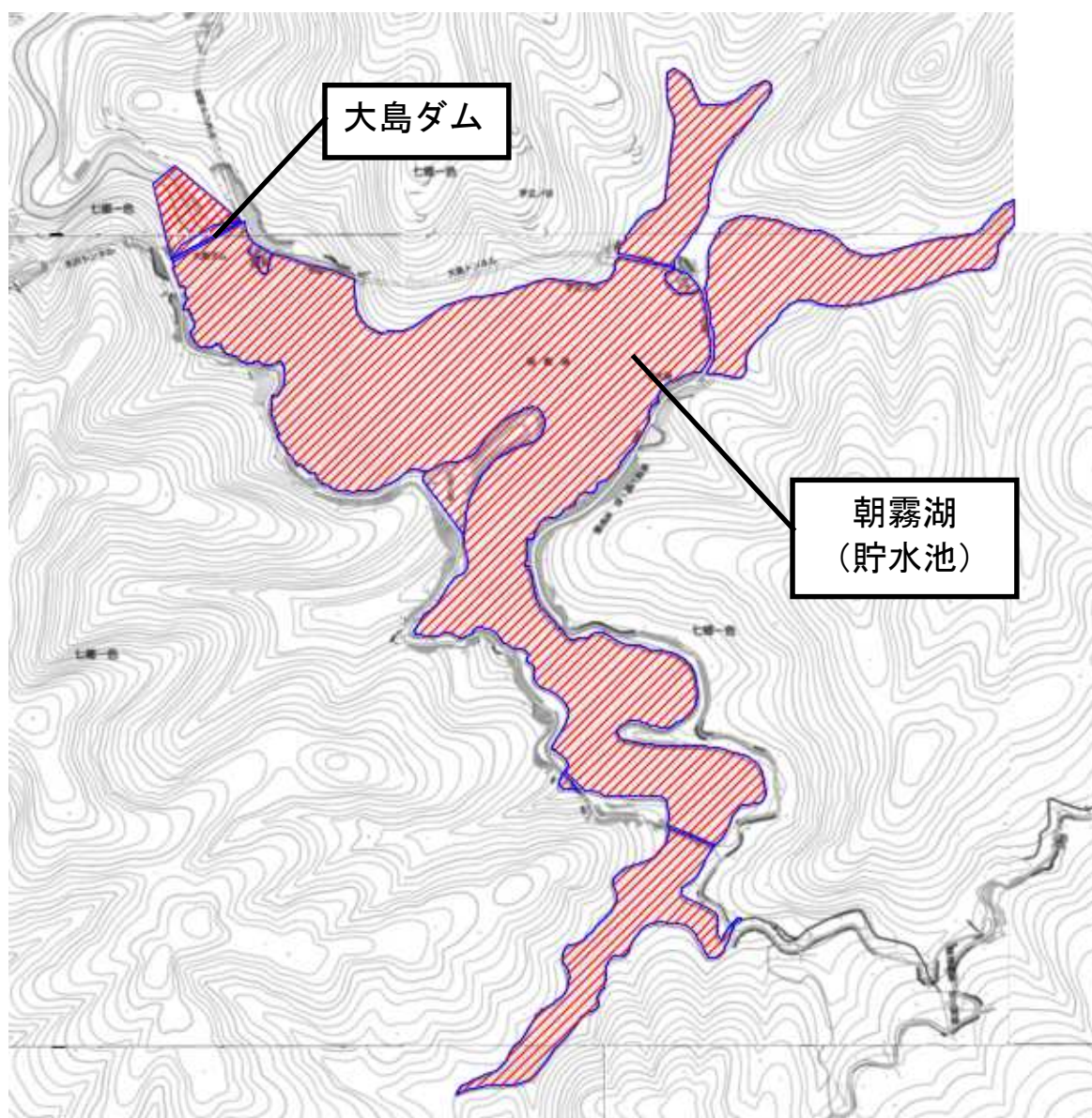
一般の方が、ダム等の施設上空で、マルチコプター（ドローン）を使用することは《禁止》としています。

○宇連ダム、大島ダム、大野頭首工、万場調整地など全ての豊川用水施設の上空において、施設の安全確保と水質の保全を理由にマルチコプター（ドローン）の使用を全面利用禁止としております。



○事故の場合、その他注意事項

- ダム等の施設を壊したり、その施設の運営上に損害を与えた場合は、損害額を請求します。
- ダム等見学中の見学者等に危害を与えた場合は、損害額を請求することがあります。
- 事故機の回収等の便宜供与はできません。
- 撮影した画像・映像に人物が写り込んでいた場合、同意を得ずにインターネット上に公開すると、肖像権の侵害行為として民事訴訟の対象になる場合があります。（総務省からの注意喚起）



水資源機構では、赤い斜線の範囲でのマルチコプターの飛行を禁止しています。

(注意) マルチコプターに関する法令に従ってください。

水資源機構が飛行を禁止している範囲の外については、一般道、山林、私有地などに関する法令や権利者の指示に従ってください。

